清水町地域生活支援拠点事業のご案内

地域生活支援拠点とは、障害者の方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、関係機関が協力して、障害のある方やその家族の生活を地域全体で支える仕組みです。

ご家族の方の病気や事故など「もしも」の緊急時に備えて、関係機関で行き先探しをお手伝いします。

「もしも」に備えるお手伝い

①相談支援

障害のある方の状態や周りの状況を相談支援専門員が相談を受け、「もしも」に備えたサービス利用と総合調整を行います。

②体験の機会・場

「もしも」の緊急時に備え、慌てないように事前に１人暮らしの体験のためのショートステイを利用できます。

③緊急時の受け入れ・対応

緊急時、一時的な受け入れ施設（ショートステイ）の調整を行います。

緊急時の受け入れ施設（ショートステイ）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人名 | 事業所名 | 住所 | 電話番号 | 主な受入障害 |
| ＮＰＯ法人にじのかけ橋 | ヘルプ久米田 | 清水町久米田149-1 | 991-2300 | 身体障害知的障害精神障害（車いす不可） |
| 静岡医療センター | さくら病棟 | 清水町長沢762-1 | 975-2000 | 重症心身障害者重症心身障害児 |
| 社会福祉法人　聖家族の園 | 希望のわだち柿田 | 清水町柿田184-2 | 972-8788 | 身体障害 |
| 社会福祉法人共済福祉会 | 伊豆ライフケアホーム | 函南町平井717-2 | 978-0811 | 身体障害身体障害児 |
| ＮＰＯ法人にじのかけ橋 | ヘルプ柿原 | 沼津市下香貫柿原2844-5 | 919-7416 | 身体障害知的障害精神障害※一部車いす可（1階はＯＫ） |

登録できる方

～以下のいずれかに該当し、緊急時の生活の維持に不安がある方～

①町内に住所があり、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方

②自立支援医療受給者証をお持ちの方

③指定難病など、障害者総合支援法の対象疾患にり患している方

④その他町が特に必要と認めた方

登録から利用まで

　～緊急時に慌てないよう、事前登録をお願いします～

１．「地域生活支援拠点　緊急時のための登録書」に必要事項を記入し、担当の相談支援

　　 専門員又は清水町役場に提出します。

２．緊急時の利用登録者リストに登録されます。

３．「もしも」のときに事業所も本人も慌てないように情報共有をします。

４．緊急なことが起こったときは、担当の相談支援専門員又は清水町役場に連絡してく

　　ださい。一時的な受け入れ施設の調整を行います。

その他

・事業所との契約は緊急なことが起こったときとき（実際に利用するとき）に行います。

・当日の定員状況により、希望の施設の利用ができない場合があります。その場合は他の事

 業所を探します。

・就労支援事業所や生活介護事業所を利用している方は、緊急時の日中（月～金）は、普

　段通っている就労支援事業所や生活介護事業所を利用します。

・緊急時が土日や夜間帯で、担当の相談支援事業所が休みの場合は清水町役場が連絡先にな

　ります。（※ただし、内容によっては対応できない場合があります。）

町内指定特定相談支援事業所

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人名 | 事業所名 | 住所 | 電話番号 |
| 清水町社会福祉協議会 | 相談支援事業所ゆうすい | 清水町堂庭221-1 | 981-1673 |
| 株式会社富士山ドリームビレッジ | ドリームリード駿東 | 清水町堂庭89-5 | 939-8888 |
| 株式会社大鳥居介護支援事業所 | 大鳥居介護支援事業所 | 清水町徳倉1566-２ | 933-3707 |

問い合わせ先

〒411-8650　静岡県駿東郡清水町堂庭210-1

　清水町役場　福祉介護課　障害福祉係　☎055-981-8204